

前橋地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時 平成29年6月16日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

伊藤大介，大矢一，岡崎朋美，小淵喜代治，塩田直也，鈴木秀行，高橋望，武井和夫，本多悦子，森悦子，八木一洋（委員長）

（庶務等）

中村陽史事務局長，小磯治民事首席書記官，狩野忍刑事首席書記官，宮澤康弘事務局次長，大田浩司刑事次席書記官，塚田智大総務課長，祖山雅夫会計課長，岡泰行民事訟廷管理官，新川忠臣刑事訟廷管理官，小島章裁判員調整官，田淵誠総務課課長補佐，川田範子総務課庶務係長

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判所の障害者対応について」）

5 議事経過

- 総務課長から当庁における障害者対応の概要について説明があった。
- 会計課長から施設面・物品面での障害者への配慮について説明があった。
- 意見交換

（委員長）

大学では障害者対応をどういった形で行っているのか，御紹介いただけますでしょうか。

（委員）

法律が施行されたことに伴って，大学においても対応しているところですが，例えば授業するに際しては，ノートテイクというのですが，しゃべるときにゆっくり話したり，講師の隣で大学が雇用したアルバイトの学生が講師の話したことを即座にタイプしていくという対応をしております。公開講義などの際に要望があれば，A4の資料をA3にしておくということもあります。受験の際に，受験者から要望があればそれに応じた対応，例えば個室で受験していただくというような対応を行っております。本学において障害児教育専攻という分野の先生方が主に担当しておりますが，関心のある学生もボランティアとして参加しています。

同法律は平成28年4月1日に施行されましたが，その前後には教員に対し，具体的対応についての説明や研修会が行われました。

ノートテイクについては，講義が始まる10分くらい前から学生が音を取る準備やパソコンのセットをします。教員は映像を使用する授業を行う場合には映像の下に文字を入れるというような配慮をします。

- 会場を移動して，会計課長から正面玄関スロープ，2階階段昇降機の説明があった。
- 21号法廷において，民事訟廷管理官から脱着式傍聴席，民事事件における障害者配慮の概要について説明があった。
- 鈴木委員，刑事訟廷管理官及び裁判員調整官から4号法廷において，刑事事件における障害者配慮の概要について説明があった。

○ 意見交換

（委員長）

今日御覧いただいたの御意見、御感想をいただきたいと思います。

(委員)

いろいろ御配慮されているなという感想です。経験上、複数の障害が複合化しているという印象があります。こちらが考えていることが本人の希望に沿わない場合もあるので、希望を書いていたでいて、そのニーズにあったサービスを提供できるというのが非常にいいと思います。障害者用の駐車スペースがあることなどがなかなか周知されていない部分もあるので、予算の関係もあると思いますが、利用される方に理解されるような広報がされるとよいと思いました。

(説明者)

今回は身体の機能に着目しましたが、その他に発達障害者の方への支援も大きな課題となっています。正直、広報までは手が回らないということもありますが、裁判員の方に対しては、最初に御連絡差し上げる際にある程度のことではできると書かれています。

(説明者)

裁判員候補者については、まず初めに毎年11月12日前後に名簿記載通知を送ります。この通知を受けた方は翌年の2月以降、裁判員になる可能性があるのですが、そのお知らせ文書の中に、本人の希望を書面で裁判所に返していただくというシステムを取っていますので、それによって、裁判所としてはこの方がどういう障害をお持ちなのかということが相当前から分かる仕組みになっております。

(説明者)

先ほど、コールセンターの案内があったのですが、コールセンターに連絡すれば前橋地方裁判所の裁判員係にお問い合わせくださいという御案内がされます。

(委員長)

その後個別に相談していただくこととなります。それでは、民間ではどのように取り組んでいらっしゃるのか、商店街での取組についてはいかがでしょうか。

(委員)

バリアフリーの取組についてご紹介しますと、私どもは呉服屋ですので、成人式のときが一番大変で、毎年一人くらい障害者の方が必ずいらっしゃるのですが、一番困るのは障害を持った方が来られることを当日知ることです。それぞれ対応に違いが出てきますので、どういう方が来るのか、付き添いの方がいらっしゃるのかなどの情報を事前に知ることが大切です。商店街では、どんな方が来てもいいように、例えば道路のような公共の場所で滑りやすい場所や段差がある場所には「お気を付けてください」などの表示をしておかなければなりません。建物の中では、障害者用のトイレなどを表示することが大切ですし、宅配するサービスがあることなどの広報活動も重要です。裁判所は、誰もが安心して来られる場所だと分かりました。ただ、玄関でチャイムを押すと車椅子を持ってきてくれることを今日初めて知りましたので、分かりやすく書いてあるととってもよいと思いました。

(委員長)

違った基盤をお持ちの方からの御意見もいただけますでしょうか。

(委員)

県では、テレビには手話を必ず入れていますし、県議会でも質問と答弁には数年前から手話を入れ始めました。傍聴の方にはどんな配慮をしているのでしょうか。

(説明者)

刑事訴訟法上、被害者の方には傍聴する権利がありますので、優先的に傍聴席を確保するなどの配慮をすることができます。手話通訳についても、事前に連絡があれば考えられなくはないと思います。

(委員)

私は、障害を持っている被害者の方と裁判所をつなぐ役をしています。裁判所に事前に情報を伝えれば、丁寧に対応してくださることは承知しています。

(委員)

被害者とは関係なく、突然傍聴に来る方に対してはいかがでしょうか。

(説明者)

民事事件では、聴覚障害のある傍聴人向けの手話通訳を用意してほしいとの要請を受けて、当事者が手配した手話通訳人の席を設けるという対応をしたことはあります。当事者に対する手話通訳は訴訟費用になりますが、傍聴人に対する手話通訳については費用負担の問題があるので難しいです。

(委員)

県でも最初は事前に申し出てもらった場合には対応していましたが、その後条例を整備しました。必要な人がいないのに手話通訳をすると経費が無駄になってしまいますから、悩ましいところです。

(委員長)

裁判所は条例ではできないところが悩ましいです。検察庁ではいかがですか。

(委員)

担当の方から説明を受けたり、設備を拝見して、裁判所は進んでいると感じました。検察庁は、一般の方が庁舎内を歩くことは想定していません。事件関係者に障害があれば、警察からの情報があります。検察庁としては、今まで真剣に考えてこなかったと本日反省しているところです。裁判所の中に車椅子の昇降機があることや入口でボタンを押せば車椅子を持ってきてくれることなどは、もっと世間にアピールしてもよいのではないのでしょうか。

(委員長)

さらに広くジャーナリズムの視点から御意見があればお話しいただけますか。

(委員)

裁判所はかなりの配慮がされていると思いました。正直言って、ここまでやるのかなと感じました。裁判所は普通の人でも行きづらいですし、億劫な人が多いと思いますが、いろいろ配慮がされていて驚きました。裁判所がこんなにやっているとは知らない方が多いのではないのでしょうか。どんな方でも裁判所に来て、参加できるようになっていて、勉強になりました。

(委員長)

健常者を基準にして考えてしまうとまだまだ気が付かない点がありますので、障害をお持ちの方を含めて様々な方と接触なさっている委員から御指摘をいただければと思います。

(委員)

万人への対応というのは難しいです。身体障害者に対しては、設備面はある程度は整えやすいと思います。私が所属する団体は、発達障害者に対して社会環境を整えようとしています。障害者に対する裁判所の取組をもっとアピールすることが大切だと思います。また、女性の視点で、「もっと社会参加を」というキャンペーンをしています。お願いになりますが、中には三重苦の方もいますので、三重苦の方が来たらどうするかということを考えていただきたいと思います。心的障害の

ある方への対応も難しいですが、やっていただけるとありがたいです。

(委員長)

私の経験では、ヘレンケラーのように手で接触しないとコミュニケーションができない方がいました。事件関係者でしたので、あらかじめその方が傍聴に来られるとの情報があり、しかも、その方と手で触ってコミュニケーションを取ることができる通訳のような方と一緒に来られるとのことでしたので、2人分の席を用意することが可能でした。ただ、このような対応はいつもできるわけではありません。突然来られた場合は対応できませんし、費用の問題も生じます。何ができるか難しいです。また、発達障害については、私どももこれから勉強しなければならないと考えています。

(委員)

裁判所には多目的トイレはあるのでしょうか。また、エレベーターの開閉時間についてはいかがでしょうか。

(説明者)

オストメイトにも対応している一般的な規格の多目的トイレを整備しています。2機のエレベーターのうち、車椅子用の1機は、開閉時間を長くしています。

(委員)

被害者支援を通じて裁判所のことは知っていました。裁判所は五体満足の人しか来てはいけないというイメージを持っている方も多いです。被害者も、きめ細やかな配慮があることを知らなくて、そんなに対応してもらえるのですか、というくらい対応してもらっています。ただ、先ほど書類に書かれている文字を音声で読み上げる機器がありましたが、メーカーの問題かもしれませんが、目をつぶって聞くと、数字の読み上げが早く感じました。

(説明者)

読み上げの速さは調節できると思います。

(委員長)

実際に代理人の立場で裁判所にいらっしゃるときはいかがですか。

(委員)

私も大体知っていましたが、障害者用のエレベーターには鏡があるなど、違いがあることには気づきませんでした。車椅子用の昇降機があるのは知っていましたが、使っているのを見たことはありません。裁判所は一生懸命やっているけれど、どこまで周知されているかは疑問なところがあります。それから、点字ブロックは一番南からあるのですか。

(説明者)

玄関の自動扉の所から窓口かエレベーターに誘導されるようになっています。

(委員)

私は裁判所にいつも来ても気づきませんでした。ましてや、ほとんど来たことがない人は知らないのではないのでしょうか。

(委員長)

意見交換をいただきまして、ありがとうございました。この機会に何かお気づきの点がありましたら、お話いただけますか。

(委員)

高崎などの支部でも同じような対応が可能なのでしょうか。

(委員長)

前橋の本庁では裁判員裁判も実施していますので、群馬県内では一番整備が進んでいます。エレベーターがない支部や簡裁もあるのですが、作ろうと思っても建物の構造上作れないという問題があります。皆さんに裁判所を利用していただけるように、可能な限り運用上工夫しています。事務局では、どういことができるのかとしばしば相談を受けますが、なかなか決め手がなくて困っているのが正直なところです。

最後にお願いになってしまいますが、裁判所での対応は事前に相談していただくのが一番ですので、身近に裁判所を利用される方がいらっしゃいましたら、何かあれば早めに連絡していただけるように声をかけていただければありがたいです。

それではこれで閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。